

## 第5節 高次歯科・救急歯科医療

### 1. 高次歯科医療について

- 県は、平成30年3月に「歯なまるスマイルプランⅡ」を作成し、子どものむし歯予防対策に加え、成人期の歯周病対策の強化にも努め、歯科疾患予防による歯・口腔の機能の保持増進を通して、全身の健康の維持増進、ひいては健康寿命の延伸を目指してきました。
- さらに、令和6年度からの「歯なまるスマイルプランⅢ」では、生涯を通じた切れ目のない、ライフコースアプローチに基づいた歯科保健施策の充実を図っていきます。
- 切れ目のない歯科医療サービスを提供するためには、医療圏単位での歯科医療体制の整備の継続が必要であり、特に離島への支援の継続は重要です。
- また、今後さらに高齢化が進むことが予想され、歯科分野においては、医療機関での入院患者への口腔管理の実施や在宅歯科診療の強化など柔軟に対応することが求められています。
- こうした一般的な歯科医療のほかにも、口腔がんなどの腫瘍や顎骨折などの外傷、難しい抜歯などの難症例への対応や、精神障害を含めた障害児・者の歯科診療など、多様なニーズに対応する必要があり、地域包括ケアシステムに代表される多職種・多機関との連携強化は必要不可欠です。
- 本計画では、一般歯科診療所に対応が困難な口腔がんや難症例の歯科診療、障害児・者や有病者の歯科診療など高度、専門性を有する歯科医療を「高次歯科」と定義し、主にこの領域に関する課題と施策について示します。

### 2. 本県の現状と課題

#### (1) 医療提供体制

- 本県において、高次歯科医療を提供する施設は、下記のとおりとなっています。

機能	医療機関名
高度歯科医療対応 (口腔がんや難症例の歯科医療を行う口腔外科領域)	長崎医療圏 長崎大学病院 佐世保県北医療圏 佐世保共済病院 県央医療圏 諫早総合病院 大村市民病院
専門的歯科医療対応 (障害児・者や有病者の歯科診療を行う専門領域)	長崎医療圏 長崎大学病院 長崎県口腔保健センター 佐世保県北医療圏 佐世保市総合医療センター

- このほかにも、障害児・者の歯科医療は下記のとおり実施されています。

機能	実施内容
障害児・者への歯科医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県口腔保健センター（長崎市）における診療のほか、歯科診療車により、離島を含め各地へ巡回歯科診療を実施</li> <li>・長崎県立こども医療福祉センター（諫早市）にて、障害児歯科を実施</li> <li>・「障害者歯科協力医制度」※</li> </ul> →地域の協力歯科診療所において、相談や歯科診療の窓口的役割を実施 ※協力医の一覧は県のホームページ「障害者歯科診療について」をご覧ください。

- 本県において、休日や夜間における歯科医療（救急歯科医療）を提供する施設は、下記のとおりとなっています。

機能	医療機関名
休日救急歯科対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅当番医制を実施（長崎市、佐世保市、大村市、島原市、南島原市、雲仙市）</li> <li>時間：日曜、祝祭日および年末年始の午前中</li> <li>●長崎県口腔保健センター</li> <li>時間：日曜、祝祭日および年末年始の12：00～17：00</li> </ul>
救急歯科対応（救急全般）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎大学病院</li> <li>・佐世保共済病院歯科口腔外科（外傷治療のみ）</li> </ul>

### ■ 長崎県口腔保健センター

- ・障害児・者の歯科診療を専門的に対応する長崎県歯科医師会が設立した歯科診療所（長崎県歯科医師会館3階）。長崎県が昭和60年から長崎県歯科医師会に委託し、一般歯科医療施設で治療困難な障害児・者の歯科診療及び休日における救急歯科医療の確保を行っています。
- ・長崎市に診療拠点を設置しているほか、歯科診療車で各地域を巡回して障害者歯科診療を実施しています。



歯科診療車

## （2）圏域ごとの現状と課題

### ア) 長崎医療圏

- 長崎大学病院が他の高次医療機関で対応できない患者の診療を行っており、長崎県口腔保健センターは、障害者歯科診療及び休日の救急歯科診療に対応しています。
- 長崎医療圏には、長崎大学病院が歯科医師を派遣し、入院患者の口腔管理を行う医療機関があり、病院内で歯科診療を行う医療機関が増えてきています。
- また、歯科診療オープンシステムを活用し、長崎市歯科医師会の協力のもと、訪問歯科診療の推進を行っている医療機関があります。長崎市歯科医師会から講師を招き、歯科衛生士や施設のスタッフに対する研修会を実施し、医科歯科連携の強化を図っています。

### イ) 佐世保県北医療圏

- 佐世保共済病院において高度歯科医療が行われているほか、佐世保市総合医療センターにおいて、口腔外科、障害者歯科をはじめ、歯科麻酔、小児歯科、矯正歯科の専門的歯科診療を実施しています。
- 地域の診療所の歯科医師が必要に応じて高次歯科医療機関の診療機器を利用できる「オープンシステム」がありますが、活用が十分ではなく、今後推進するためにも郡市歯科医師会を中心とした実績づくりが課題となっています。
- 平成29年4月から障害者支援施設「にじいろ（佐世保市）」で歯科診療車を活用し、佐世保県北医療圏の障害歯科の窓口を設置していましたが、長崎大学病院から診療を行う障害歯科専門医の派遣ができなくなったため、令和4年4月から、他の地域と同様に巡回歯科診療を実施しています。

## ウ) 県央医療圏

- 障害児の歯科診療を行っている長崎県立子ども医療福祉センターは、センターを利用している障害児の対応のため開設された経緯があり、近隣の患者の受入れが少ないほか、治療の精神的ストレスを軽減する精神鎮静法<sup>※</sup>を行う設備がありません。

※少量の精神安定薬や麻酔薬を投与して気分をリラックスさせて歯科治療への恐怖や不安を和らげる方法

- 平成29年3月から、JCHO 諫早総合病院歯科口腔外科において、全身麻酔、精神鎮静法を利用した高次歯科医療が提供されています。県央医療圏における障害児・者の歯科治療のあり方について、診療設備の充実、専門歯科医師の確保策を含め、医療圏単位での検討を進める必要があります。
- 長崎医療センターでは、平成23年度より常勤の歯科衛生士の雇用と共に、長崎大学から週2回の歯科医師の派遣が行われています。院内において、入院患者に対する口腔衛生指導は実施していますが、歯科治療は行われておらず、歯科治療を行う環境整備を行う必要があります。
- 県は、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、社会福祉法人聖家族会みさかえの園むつみの家内に「長崎県医療的ケア児支援センター」を設置しました。医療的ケア児と家族が地域で安心して生活できるよう、歯科に対するニーズを把握するとともに関係機関と連携し、対応を図ります。

## エ) 県南医療圏

- 医療圏内に高次歯科医療を提供する医療機関がないため、主に長崎大学病院や JCHO 諫早総合病院 歯科口腔外科にて対応しています。高次歯科医療機能の必要性について、引き続き関係者間で検討する必要があります。

## オ) 離島

- 離島の医療圏においては、本土の高次歯科医療機関に通院することは困難であり、離島において、難拔牙など一定の機能が必要です。離島では人材の確保が困難であり、整備は困難な状況が続いています。
- 障害児・者の歯科医療については、長崎県口腔保健センターの巡回歯科診療車による巡回歯科診療が行われています。

## (3) その他の現状と課題

- 患者の高齢化に伴い増加している誤嚥性肺炎<sup>※</sup>を予防するため、嚥下機能維持・改善のためのリハビリテーションや、清潔保持のために口腔衛生管理の体制を充実する必要があります。入院時から在宅に至るまで、医科との連携を図ることが重要です。

※口から食道へ入るべきものが気管に入ってしまうことを誤嚥といい、物を飲み込む機能が弱り（嚥下機能障害）、唾液や食べ物、胃液などと一緒に細菌を気道に誤って吸引することで発症する肺炎

- 口腔衛生・機能管理が誤嚥性肺炎の発症予防につながることや病院における周術期<sup>※</sup>の口腔衛生・機能管理によって在院日数の短縮につながる事が指摘されています。入院患者等に対する医科歯科連携による適切な歯科診療が必要ですが、歯科がある病院の割合が少ない（全国で約2割）ことが

課題となっています。

※入院、麻酔、手術、回復といった、手術中だけでなくその前後を含めた期間

- 救急歯科医療については、本土の各医療圏において、在宅当番医制度により行われています。また、県が長崎県口腔保健センターに委託し、在宅当番医制度をカバーしています。
- 交通事故等の外傷による顎骨折の修復において、口腔機能（咬合）を正常に回復するためにも、歯科医師と救急医療機関との早期からの連携が必要です。
- 障害児・者へ適切な歯科医療を提供するために、県内において日本障害者歯科学会の認定医及び指導医の確保が求められます。

### 3. 施策の方向性

#### (1) 高次歯科医療体制の充実

- 高次歯科医療機関において、引き続き、歯科衛生士等との診療体制の充実を図るほか、「リハビリ、栄養、口腔」の連携強化により摂食・嚥下障害等への対応の充実を図ります。
- 患者の在宅復帰へ向けたりハビリテーションを提供している病院に対してオープンシステムの活用を呼びかけ、制度の有効活用を図ります。
- 佐世保県北医療圏域での障害者歯科診療については、巡回歯科診療車による診療のほか、高次歯科医療を提供する佐世保市総合医療センター、「障害者歯科協力医制度」に登録する地域の協力歯科診療所を活用するなど、ニーズに合った障害者歯科診療体制を提供できるよう取り組みます。
- 県央医療圏における障害児歯科について、長崎県立こども医療福祉センターにおける診療時間や稼働日の拡大について検討を行うほか、諫早総合病院との機能分担を図ります。
- 離島医療圏からの患者を受け入れている本土の高次歯科医療機関の体制の整備と、離島の拠点病院への長崎大学病院からの歯科医師・歯科衛生士の派遣を引き続き検討します。
- 障害児・者の歯科医療提供体制の強化を検討するにあたり、県歯科医師会等と連携し、地域の特性を考慮したうえで、関係医療機関との協議、調整を行います。

#### (2) 地域における歯科医療連携体制の構築等

- 地域の一般歯科診療所と基幹病院が相互に協力し、入院前の歯科医療や退院時カンファレンスを含めた退院後の歯科医療が円滑に提供できるよう、各圏域内で協議を行い、医科歯科連携のさらなる強化を図ります。
- 病院での周術期をはじめとして、入院患者への口腔衛生管理の提供等、歯科医療を充実させるため、医科と歯科の連携を推進します。
- 住みなれた地域で安心して質の高い歯科医療を受けられるよう、歯科医療ネットワークを構築します。ネットワーク構築のためには、地域の歯科診療所を後方支援する高度・専門性のある歯科医療機能を整備し、連携体制を強化する必要があります。

- 障害児・者及び医療的ケア児・者の歯科保健の充実のために、家族や施設関係者の研修や啓発に努め、口腔管理の教育に取り組みます。
- 顎骨折時に専門性を有する歯科医師が、救急医療機関から連絡を受け、口腔機能修復の見地から対応することができるよう救急医療機関との連携を含め検討します。
- 令和元年度より育成した口腔リハビリテーションインストラクターが地域ケア会議や通いの場の支援等で活躍できる機会を増やし、地域との連携強化を図るための研修を行います。

#### 4. 成果と指標

##### (1) 成果と指標

施策の成果	指標	直近の実績	(目標) 2029年
入院患者への口腔衛生管理の提供等による歯科医療の充実	周術期等口腔機能管理料（I）の算定回数出現比	(手術前) 94.4 (手術後) 52.5 (2022年)	(全国平均) 100 以上

##### (2) 指標の説明

指標	説明
周術期等口腔機能管理料（I）の算定回数出現比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周術期等口腔機能管理料（I）の算定回数出現比（レセプトデータ）</li> <li>・周術期患者への口腔衛生管理の提供等により、在院日数の短縮や全身の病気の予防を図ります。</li> </ul> 出典：歯科保健医療に関するオープンデータ（厚生労働省）

【図】 本県の歯科医療連携体制図

